

高松琴平電気鉄道株式会社

(ハンドル形電動車いすご利用に当たって)

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

- ・ハンドル形電動車いすでのご利用は、同車いすが身体障害者福祉法および児童福祉法に基づいた補装具として交付された場合に限りです。
- ・ご利用の際は、ハンドル形電動車いす交付証明書または補装具交付決定通知書(「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」との記載があるもの)を提示してください。
- ・ご利用の申し込みはご利用駅に事前になされますようお願いいたします。
- ・ご案内に時間がかかる場合がございます。ご利用にあたっては十分な余裕を持って駅にお越しください。
- ・ハンドル形電動車いすでご利用いただける区間は、次にご案内している利用可能駅の各駅相互相互間に限りです。
- ・3輪タイプではご利用いただけません。
- ・混雑時や運輸上支障のある場合、また早朝・深夜等取扱い時間帯によってはご利用いただけられない場合がございます。
- ・車両の形状によってはご利用できない場合がございます。
- ・駅構内では低速(約2km/h以下)で、十分なお注意のもと安全な運転をお願いいたします。
- ・鉄道施設等のご利用中にハンドル形電動車いすのご利用が原因で発生した事故・紛争および器物の破損などについてはお客様の責任にて処理していただくこととし、弊社は一切責任を負いかねます。

No.	利用可能駅	運用開始時期	利用に当たっての留意事項等
1	高松築港駅	平成16年5月1日	琴平線のみ利用可能
2	瓦町駅	平成16年5月1日	改札口内は、エレベーターをご利用下さい
3	栗林公園駅	平成16年7月2日	
4	仏生山駅	平成16年5月1日	
5	琴電琴平駅	平成16年5月1日	
6	長尾駅	平成16年5月1日	
7	琴電志度駅	平成16年5月1日	ホームのスロープが急ですのでお気をつけ下さい